戦争・死刑と国家。そして国家と人民(109)

(Eメールニュース「みやぎの九条」2018年12月15日号)

小田中 聰樹

(東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(今回は2016年10月に生起した諸問題のうち、第三章「大学と教育、マスコミ、慰安婦の問題」のⅡマスコミ問題とⅢ慰安婦問題に入ります。)

Ⅱ マスコミ

(1)① 2016年10月4日、衆議院第一 議員会館で緊急集会「籾井会長NO!取り 戻せNHK視聴者の手に」(主催NHK全国退 職者有志)が開かれ、180人が集まった (10月6日赤旗)。

この集会は、籾井現会長の任期が 2017 年1月迄であり、NHK 経営委員会が次期会 長の選任作業に入っている状況に対応すべ く、NHK 退職者有志が「次期会長候補推薦 委員会」を立ち上げて会長にふさわしい人 の選考を行っている状況の中で開かれた。

②集会では、上村達男元 NHK 経営委員・ 早稲田大学教授が基調報告を行った。

その報告で、上村教授は、"NHK の公共 放送としての使命を十分に理解していること、人格高潔であること、広く国民から信頼を得られること、政治的に中立であること"などの6項目を提示し、いずれに照らしても経営委員会として籾井現会長が適格だとはいえない、再任は何が何でも阻止しなければならない、と述べた。 またリレートークとして、砂川浩慶メディア総研所長・立教大学教授は、"(会長選考の)公開性と透明性が大事。ポスト籾井を考えていくことも大切"と述べた。他に小林緑元 NHK 経営委員・国立音大名誉教授、上原公子元国立市長、岩崎貞明「放送レポート」編集長もリレートークを行った。

③小滝一志「NHK 会長を市民が選ぶ一つの試み」(マスコミ市民 2016 年 11 月号)により、リレートークの内容を若干補充する。

砂川氏……籾井会長は、報道と政府 PR との違いを分かっていないのではないか。

上原氏……会長を選ぶ経営委員会は国会 同意人事だが、今の国会は同意権さえ安倍 政権にコントロールされているのではない か。「次期会長候補推薦委員会」が世論を 喚起し、推薦運動を展開することは民主主 義を維持するために重要だ。 小林氏……NHK 経営委員会の選任過程を 公開させることなども必要だ。

岩崎氏……日本でも「公募制・推薦制」 は放送法を変えなくても NHK 経営委員会の 決断一つでできる。

(2) ①前にも記したが、第24回参院選挙(2016年7月10日)で自民党をはじめとする改憲勢力が3分の2の議席を得た。 自民党改憲案は現実の問題となった。この重大な時期に、テレビは改憲問題をどう伝えたか。

②このことを記した戸崎賢二(元 NHK デイレクター)「参院選・テレビニュースは『改憲問題』をどう伝えたか」マスコミ市民 2016年8月号の要点を記す。なお、この戸崎稿は、戸崎氏が参加している視聴者団体「放送を語る会」が6月13日から7月10日まで、投票日前1ヶ月間のNHKの民放キイ局のデイリーニュースをモニターする作業を行った中から「改憲」に関する報道に限定して述べたものである。

③ 戸崎氏の問題意識は、次のようなものである。

改憲問題を争点とする TV 報道は、量的にも質的にも充分とは言えないものだったこと。この期間もっと回数多くこの争点についての放送があれば改憲勢力 3 分の 2 超の状況が変わったか、といえばそうとは思えないこと。多くの有権者の関心は「改

憲」云々よりも「生活防衛」であり、選挙 結果にこれまでの政権への根強い支持が作 用したことを認めざると得ないこと。した がってこれだけの悪政が行われているのに なぜ安倍政権の支持が高いのかと根本的な 問いが立てられるべきこと、以上である。

④このような問題意識に基づいて戸塚氏はTVとの関連について、次の点を指摘する。

④®第一に、自民党の改憲草案に対する TV 報道担当者の感受性の弱さを問題にす べきこと。

⑤テレビには基本的に「現職有利」の効果を生むこと。ニュースの送り手は政治家の「ことば」と社会の「現実」との関係について自覚的であった欲しいこと。

©選挙報道が総体として貧弱な原因のひとつに、選挙報道に費やされる時間量の圧倒的不足があること。

⑥放送法は第一条で、「健全な民主主義の発達に資する」ことを放送に求めていること。TV局の幹部には厳しい自問を求めたい。

⑤戸崎氏の指摘は貴重なものであるが、なお附け加えれば、TVの現場で報道に携わる人はジャーナリストとしての使命感を持つべきだということである。つまり、生起する諸現象を形成している生の事実を単なるバラバラな情報として捉えて垂れ流す

のではなく、その生の事実からどれが真実 であり、どれが虚偽であるかを見定め、選 び、系統立てて、批判し、時によっては権 力に抗しても真実を人民のために報道する 気概と使命感を持つべきだと考える。

(3) ①TV と権力との関係が問題となったのは、2016年2月8日の衆議院予算委での高市総務相の「電波停止」発言がきっかけであった。

②この異様な高市発言に対し、TV ジャーナリスト(例えば青木理、大谷昭宏、岸井成格、田原総一郎、鳥越俊太郎、金平茂紀の6氏が日本記者クラブで会見し、高市発言を告発する声明文を発表した。

③2月29日に日本記者クラブで行った 会見には、青木理、大谷昭宏、岸井成格、 田原総一郎、鳥越俊太郎、そして金平茂紀 の6氏が参加した(田勢康弘氏も呼びかけ 人に参加)。次のような声明文が鳥越氏に よって読み上げられた。

『私たちは怒っている――― 高市総務大臣の「電波停止」発言は憲法及び放送法の精神に反している

今年の2月8日と9日、高市早苗総務大 臣が、国会の衆議院予算委員会において、 放送局が政治的公平性を欠く放送をくり返 したと判断した場合、放送法4条違反を理 由に、電波法76条に基づいて電波停止を 命じる可能性について言及した。誰が判断 するのかについては、同月23日の答弁で 「総務大臣が最終的に判断をするというこ とになると存じます」と明言している。私 たちはこの一連の発言に驚き、そして怒っ ている。そもそも公共放送にあずかる放送 局の電波は、国民のものであって、所管す る省庁のものではない。所管大臣の「判 断」で電波停止などという行政処分が可能 であるなどという認識は、「放送による表 現の自由を確保すること」「放送が健全な 民主主義の発達に資するようにすること | をうたった放送法(第一条)の精神に著し く反するものである。さらには、放送法に うたわれている「放送による表現の自由」 は、憲法 21 条「集会、結社及び言論、出 版その他一切の表現の自由は、これを保障 する」の条文によって支えられているもの だ。高市大臣が、処分のよりどころとする 放送法第四条の規定は、多くのメデイア法 学者のあいだでは、放送事業者が自ら律す る「倫理規定」とするのが通説である。ま た、放送法成立当時の経緯を少しでも研究 すると、この法律が、戦争時の苦い経験を 踏まえた放送番組への政府の干渉の排除、 放送の自由独立の確保が強く企図されてい ることがわかる。

私たちは、テレビというメデイアを通じて、日々のニュースや情報を市民に伝達し、その背景や意味について解説し、自由

な議論を展開することによって、国民の 「知る権利」に資することをめざしてき た。テレビ放送が開始されてから今年で 64年になる。これまでも政治権力とメデ イアのあいだでは、さまざまな葛藤や介 入・干渉があったことを肌身をもって経験 してきた。現在のテレビ報道を取り巻く環 境が著しく「息苦しさ」を増していない か。私たち自身もそれがなぜなのかを自ら に問い続けている。「外から」の放送への 介入・干渉によってもたらされた「息苦し さ」ならば跳ね返すこともできよう。だ が、自主規制、忖度、萎縮が放送現場の 「内部から」拡がることになっては、危機 は一層深刻である。私たちは、今日ここに 集い、意思表示をする理由の強い一端もそ こにある。』

④ なお同声明文は、TV 現場の報道者 もこの声明文と同じ思いを持っていること は、次の文章からも察せられる(金平茂紀 「TV キャスターたちはなぜ声をあげたの か」世界 2016 年 5 月号)。

『僕らのもとに、NHK を含む在京局の報 道ニュース現場で働く人たちから匿名の告 発が数通届いた。「会見に参加したいのだ が、そこまでは踏み切れない。けれども現 場の惨状を伝えて欲しい」。告発内容は具 体的で、悲痛なものだった。ある在京キー 局の報道局員は次のように綴っていた。

「報道現場の萎縮」とは意識して始まるも のではなく、現場の人間でさえわからない 間に「浸食」されてしまうものだと感じて いる。気がつけば、争点となる政策課題 (たとえば原発、安保)を取り上げにくく なっている。気がつけば、街録で政権と同 じ考えを話してくれる人を何時間でもかけ て探しまくって放送している。気がつけ ば、政権批判の強い評論家を出演させなく なっている。私たちは今まで通り、自由に 企画を提案しても、通らないことが多くな ったり、作ったものに対しても直しを求め られることが増え、それがいつのまにか普 通になり、気がつけば自由な発想がなくな ってきているような、そんな状況だ。以前 のように政策をチェックし、批判すべき点 は批判する、ということが明らかに出来て いない。おかしいことをおかしいと言えな い。閉塞感が漂っている。若い新入社員な どはそれをおかしいとは思わずこれを基準 に育っている。

Ⅲ 慰安婦問題

(1) ①2016 年 9 月 30 日、国会内集会 の賠償請求権は消滅していない」(主催 「『日韓合意』後も賠償は可能――被害者

「慰安婦」問題解決オール連帯ネットワー

- ク)が開かれ、約80人が参加した(10月 2日赤旗)。
- ②「慰安婦」問題の現局面は、日本政府が日韓合意に基づき韓国の財団へ10億円を拠出したことで「最終的に不可逆的に解決させる」という立場をとっていることである。

しかし、集会で講演した川上詩朗弁護士 は、次のように指摘した。

- ②原点は、被害者の人権問題である。
- ⑤そうだとすれば、被害者の納得する形での謝罪と賠償があって初めて解決する。国家の請求権放棄が国民の請求権を放棄したことにはならない、と述べた。
- ③ ③ また大森典子弁護士も、河野談話 (1993 年)(日本軍関与のもとで多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけたことにお詫びを表明)を安倍内閣も継承している、歴史教育"謝罪"賠償など河野談話を足がかりにしてより高い解決を目指す、と述べた。

⑤さらに韓国の状況について梁澄子氏が報告し、韓国の2016年9月2日の世論調査によれば、日韓合意について「再交渉すべきだ」が63%と1月の調査時より上がっていることを紹介し、10億円の拠出で日本政府は日韓合意の責務を果たしたとすることへの反発があることを指摘した。

- (2) 2016年10月3日、安倍首相は、衆議院予算委で、2015年12月の従軍慰安婦問題での日韓合意に関連し、追加的措置として被害者への「おわびの手紙」を求める声が韓国にあることについて、"毛頭考えていない、合意の内容を両国が誠実に実行していくことが求められている、手紙は内容の外だ"と述べ、手紙発出を否定した(10月4日河北新報)。
- (3) ①安倍政府は、2016年8月下旬、 韓国側が合意に基づき設立した「和解・癒 やし財団」に掲載したの銀行口座に10億 円を振り込んだ

財団は、前年末の時点(合意が発表された)で存命だった46人の被害者に一人当たり約1千万円を、故人199人については遺族らに約200万円を上限に、支給することとした(10月6日赤旗)。

②10 億円の性格は何か。前掲赤旗によれば、韓国の国会が「国政監査」の手法でその性格について意見を交わした。

韓国政府の見解は、尹外相の答弁によれば、"日本政府として責任を痛感し、安倍首相が謝罪・反省し、それを履行するため政府予算から拠出したもので、これらを合わせればどのような含意があるかは誰にでも分かる"と述べた。

では日本政府はどうか。賠償金ではな 意思があると表明し く、「慰安婦」問題は解決済みだという立 月 15 日朝日新聞)。 場をとっている。 ②その一方で、デ

③しかし、安倍政府の見解・立場は、被 害者の反発を招いている。

国政監査に参考人として出席した被害者 の一人金さんは訴えた。

"私たちに相談もなく政府同士が自分たちだけで妥結した。私たちはお金が欲しくて闘ってきたのではない。安倍首相が記者たちを集めた場で日本が何をやったのか、事実をきちんと話して私たちの名誉を回復したうえで、賠償してほしい"、と。

(4) ①10月14日、韓国政府設立の「和解・癒やし財団」は、2015年日韓合意当時に生存していた元慰安婦46人のうち、29人が財団の現金支給事業を受け入れる

意思があると表明した、と発表した(10月15日朝日新聞)。

②その一方で、元慰安婦の支援団体「韓国挺身隊問題対策協議会」は、支給される被害者の数を前面に出して不当な合意を強行する政府は、被害者の苦痛を倍加させ、被害者を二分させている、とする批判するコメントを発表した(10月15日赤旗)

(5)「慰安婦」の最近の動きをフォロー してきたが、この問題の核心は、日本が植 民地としていた国々への戦争責任をきちん と果たしてこなかったことにある。

このことを明確に捉えない限り、「慰安婦」問題の真の解決方向を見出すことはできない(李娜栄「日本軍『慰安婦』問題解決運動史5」(世界2017年6月号)。

(2017年6月19日擱筆)